

採用担当者様向け

特定活動ビザ かんたんガイド



01	特定活動ビザって、どんなビザ？	P.3
02	【重要】採用前に必ずチェック！「指定書」とは？	P.4
03	企業がよく出会う「特定活動ビザ」のケース	P.5
	ケース①：留学生の「就職活動中」（特定活動・就職活動）	
	ケース②：ワーキングホリデー	
	ケース③：「特定技能」への移行準備	
	ケース④：日本の大学卒業者（特定活動46号）	
	ケース⑤：難民申請中	
04	採用プロセスでの注意点	P.8
05	まとめ	P.9

本資料の目的

- ✓ 複雑な「特定活動」確認ポイントの可視化・単純化
- ✓ 初めてでも迷わない「採用判断基準」の提示

「特定活動」とは

- ✓ 他の在留資格（例：技術・人文知識・国際業務／技能実習など）に当てはまらない活動のために設けられた資格
- ✓ 種類は46種類以上あり、在留資格名が同じ「特定活動」でも働く条件や内容は一人ひとり異なる
- ✓ したがって、「特定活動」と表示されても採用できるとは限らない
採用前に必ず「指定書」を確認する

指定書とは

出入国在留管理庁が発行する書類で、外国人が日本でどんな活動（仕事・学習・滞在）を許可されているかが明記されている在留カードだけでは活動内容が分からぬ場合が多いため、特定活動ビザでは必ず確認が必要

チェックポイント



- 記載されている活動内容が、自社で任せたい業務と一致しているか
- 在留期間・資格外活動許可の有無
- 指定書が提示できない場合は、採用判断を保留する

「特定活動=採用可能」とは限らないので、必ず指定書で内容を確認する

01 就職活動中の留学生（特定活動・就職活動）



日本の大学・専門学校を卒業後、就職活動を続けるために与えられるビザ

✓ 働ける条件

原則不可。「資格外活動許可」を取得していれば、週28時間以内のアルバイトのみ可能

① 注意点

フルタイムで勤務する場合 現在のビザのままではできないため、内定後一般的な就労ビザ（技術・人文知識・国際業務など）への変更申請が必要

02 ワーキングホリデー



休暇を主目的としつつ、滞在資金を補うための就労が認められている

✓ 働ける条件

指定書の範囲内でフルタイム就労が可能（風俗営業等の業務は禁止）

① 注意点

滞在期間が決まっている（国によりますが通常1年）
滞在期間終了後に就労ビザへ切り替える場合は学歴が必要なため、採用前に必ず確認する

03 「特定技能」への移行準備中の人



技能実習を終え、
特定技能ビザへ移行準備中の人

✓ 働ける条件

指定書により、「従前（技能実習など）と同一の業務内容・機関」であれば就労可能とされる場合が多い

① 注意点

指定書を確認し、自社での業務が認められているか確認する

04 日本の大学卒業者（特定活動46号）



日本の大大学または大学院を卒業し
高い日本語力（概ねN1）を持つ外国人

✓ 働ける条件

従来の就労ビザでは難しかった「接客・サービス業」
「製造現場での管理業務」なども含め、
日本人とほぼ同様の幅広い業務に従事可能

① 注意点

「日本語を用いた円滑な意思通を要する業務」である必要があり、単純労働のみに従事することは認められていない

05 難民申請中



日本で難民認定の申請を行い、
結果待ちの外国人

✓ 働ける条件

指定書に「就労可」と記載されていれば就労可能
逆に「就労不可」の場合は就労不可能

⚠ 注意点

更新期間が6ヶ月など短いことが多く、難民不認定となった場合は
帰国が必要になるため、雇用の安定性にリスクがある
必ず指定書で「就労可否」と「期限」を確認する

01

「特定活動＝働けない」と決めつけない

「特定活動＝働けない」と即断せずに
まずは指定書を確認する

02

「ビザ変更」が必要か 確認する

特に「就職活動中」の学生は
内定後に「技術・人文知識・国際業務」
などのビザへ変更申請が必要

03

不安なときは 「プロ」に聞く

不明点は自己判断せず
行政書士・入管へ



「特定活動」は種類が多いですが、「日本の大学を卒業した優秀な若手人材」がこのビザで就職活動をしているケースが非常に多いです。

よくわからないからと敬遠せず、まずは指定書を見せてもらうことから始めてみてください。

そこには貴社が求めていた即戦力人材がいるかもしれません。

※本資料は一般的な概要を説明したものです。個別のケースについては、必ず行政書士等の専門家や出入国在留管理庁へご確認ください。

※2025年12月時点の法令に基づいて作成しています。